

広島市条例第7号

令和8年3月27日

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
の一部を改正する条例

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年広島市条例第55号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を活用した行政の推進について、情報システムの整備その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化

及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第2条第3号中「等人」を「その他の人」に改める。

第7条を削る。

第6条第1項中「本市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の右に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、本市の機関等は、」を「作成等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条を第7条とする。

第5条第1項中「本市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の右に「当該条例等その他の」を加え、同条を第6条とする。

第4条第1項を次のように改める。

処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについて

は、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の右に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、本市の機関等は、」を「処分通知等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」と

する。

第4条を第5条とする。

第3条第1項中「本市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「として」を「その他のその方法が規定されて」に、「より、」を「より、規則で定める」に、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に、「）を使用して行わせる」を「以下同じ。）を使用する方法により行う」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の右に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、本市の機関等は、」を「申請等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「氏名」を「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第9条において同じ。）の利用その他の氏名」に、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用

する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（本市の機関による情報システムの整備等）

第3条 本市の機関は、市長が定める基本的な方針に従って、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る情報システムを整備しなければならない。ただし、当該機関に過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

2 本市の機関は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 本市の機関は、第1項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する当該機関の事務についての簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。

第8条及び第9条を次のように改める。

（適用除外）

第8条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの 第4条から前条までの規定
 - (2) 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第4条第1項又は第5条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第4条及び第5条の規定
 - (3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第6条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第6条及び前条の規定
- （添付書面等の省略）

第9条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、本市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべ

き事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

本則に次の2条を加える。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第10条 本市の機関は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる当該機関に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任規定)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条及び第5条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等又は処分通知等について適用し、同日前に行われた電子情報処理組織による申請等又は処分通知等については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、改正後の第6条又は第7条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。
- 4 広島市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年9月20日広島市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項及び第6項並びに第11条第3項を削る。

- 5 職員団体の登録に関する条例（昭和41年広島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項及び第4条第5項を削る。

- 6 広島市印鑑条例（昭和55年広島市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項を削る。